

一般事業主行動計画

公益社団法人日本測量協会

行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、当協会では仕事と家庭や子育てを両立することができる環境をつくることにより、全職員が安心して仕事に取り組めるように行動計画を策定しました。

計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

計画内容

目標1 配偶者が出産した男性職員の育児休業等の取得率を30%以上とする。

- ＜対策＞① 産前産後休暇、育児休業等に関する制度の周知及び取得の促進を図ります。
② 男性の産後パパ育休及び育児休業等の取得の促進を図ります。

目標2 全職員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が各月30時間以内とする。

- ＜対策＞ 毎週水曜日及び金曜日を「健康と家庭を考える日」（ノー残業デー）とし時間外労働の削減を図ります。

目標3 年次有給休暇取得の促進

- ＜対策＞① 年次有給休暇の取得状況を把握し、各部署において年次有給休暇の取得を一層促進します。
② 夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどに年次有給休暇を加えた計画的な長期連続休暇の取得を促進します。
③ 小学生以下の子どもを持つ父親が1年に最低1回授業参観するための年次有給休暇の取得を促進します。
④ 家族の誕生日や記念日に年次有給休暇を取得することを促進します。

目標4 子育てを応援する制度

- ＜対策＞① 子育てや介護の時間を確保できるよう、産後パパ育休、短時間勤務制度の活用を促進します。
② 子育てや介護等を行う職員の時差通勤制度の活用を促進します。
③ 子の看護等休暇の活用を促進します。

公益社団法人 日本測量協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1： 採用者に占める女性割合が低い雇用管理区分がある

3. 目標

・ 女性職員を1人以上採用する

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 求職者に対する積極的な広報を行う

- 令和 8年 4月～ 自社のホームページ等により職場のPRと求人情報の掲載を行う
- 令和 8年 4月～ 職員の採用にあたり、男性・女性を問わず、人材のスキルレベルや素養を重視し、より公正な採用選考を行う

女性の活躍に関する情報公表

【有給休暇取得率】（令和7年度）

正職員 78%

パート 87%